

市町村障がい福祉所管部長 様

大阪府福祉部障がい福祉室長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請等について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

これまで本府では、令和 2 年 4 月 7 日から令和 2 年 5 月 6 日までの間、特措法第 45 条「感染を防止するための協力要請」及び第 24 条「都道府県対策本部長の権限」により、大阪府の緊急事態措置として、外出自粛の要請（特措法第 45 条第 1 項）とイベントの開催自粛の要請（特措法第 24 条第 9 項）を実施してきたところです。

更に、本日、4 月 13 日に第 12 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「外出自粛の要請」と「イベントの開催自粛の要請」だけではオーバーシュート（感染爆発）の危険性があることから、新たに「施設の使用制限の要請」等を行うこととしました。社会福祉施設等につきましては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、適切な感染防止対策について協力をお願いしますとともに、通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用自粛を呼びかけていただくようお願いいたします。

別添参考資料 施設の使用制限の要請等について

(新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置)

(令和 2 年 4 月 13 日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)

【問い合わせ先】  
大阪府福祉部障がい福祉室  
障がい福祉企画課 企画調整グループ  
  
担当：永尾、姫野  
電話：06-6944-7086(内線 2451)  
FAX：06-6942-7215  
Mail：[shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp)